

## 米国の種の保存法（Endangered Species Act）による 国内の絶滅危惧種保全の概要

米国の種の保存法（Endangered Species Act、以下「ESA」とする）は、絶滅のおそれのある種を指定し、個体の捕獲等を規制し、当該種についての回復計画を作成し、重要生息地を指定するなどして国内の絶滅危惧種の保全を図っている。

### 1. 種の指定

○法の対象となる指定種である Endangered species と Threatened species は内務長官または商務長官（以下、「長官」とする）によって指定される（第 4 条(a)）（下表）<sup>1,2</sup>。国内種だけでなく外国種も指定される（以下、本資料では国内種に限り「指定種」という）。

○指定は以下 A~E の事由による（第 4 条(b)）。

- A 生息地や分布域の現在のまたは急迫の破壊、改変、減少
- B 商業、レクリエーション、科学、教育の目的のための過剰利用
- C 疾病または捕食
- D 既存の規制メカニズムの不備
- E 種の存続に影響するその他の自然的又は人為的な要因

#### ◆ESA による指定種の種数（2011 年 11 月現在）

	指定種数（国内種のみ）		合計
	Endangered	Threatened	
動物（注 1）	422	166	588
植物（注 2）	644	150	794
合計	1,066	316	1,382

注 1：哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、二枚貝類、巻貝類、昆虫類、クモ類、甲殻類を指定。

注 2：顕花植物類、針葉樹・ソテツ類、シダ類等、地衣類を指定。

出典：米国内務省魚類野生生物局資料より作成

### 2. 捕獲等の規制

○指定種（原則として Endangered species に限る。ただし長官が規則で定めれば Threatened species にも及ぶ（第 4 条(d)）<sup>3</sup>。）に指定されると、個体（生死を問わない）の捕獲等<sup>4</sup>、違法な所持、譲渡し等、輸出入等の行為<sup>5</sup>が原則禁止される（第 9 条(a)）<sup>6</sup>。

○ただし、一定の場合には、これらの行為は長官により許可される（第 10 条(a)）<sup>7</sup>。

○なお、連邦機関には、長官と協議し、連邦政府が許認可し、資金を供し、実施する行為によって指定種（Endangered species または Threatened species）の存続に影響が及ばないように保障することが求められる（第 7 条(a)(2)）。

<sup>1</sup> Endangered species は分布域の全て又は重要な一部で絶滅の危機にある種(第 3 条(6))。Threatened species は分布域の全て又は重要な一部で近い将来に Endangered species のようになりそうな種（第 3 条(20)）。

<sup>2</sup> 指定の手続には候補評価プロセスと請願プロセスがあり、後者は市民の請願により開始される。

<sup>3</sup> 実際には多くの場合 Threatened species にも適用されている（ロルフ 1997）。

<sup>4</sup> 捕獲等（take）は、危害を加え、繰り返し攻撃し、追い回し、狩猟し、銃撃し、損傷し、殺し、罠にかけ、捕獲し、または採集すること（第 3 条(20)）。

<sup>5</sup> この他商業目的の国際・州際移動（配達、受領、移送、輸送など）や販売等も原則禁止される（第 9 条(a)）。

<sup>6</sup> ただし、植物の指定種については、採取や所持等の禁止は連邦管轄下の土地にしか及ばない（第 9 条(a)(2)）。

<sup>7</sup> Endangered species の捕獲等は、科学的な目的または種の増殖や存続の強化、その他の適法な行為に付随するものである場合に許可される（第 10 条(a)(1)）。

### 3. 回復計画の作成

- 指定種（Endangered species または Threatened species）の指定にあたり、長官は、指定種の保全と存続のために回復計画（Recovery Plan）を作成する（第4条(f)）（下表）<sup>8</sup>。
- 回復計画は、指定種とその生態系の保全における、民間、州、連邦の協力のための、サイトに特化した詳細な活動のロードマップを提供するものであり、法的拘束力はなく、その実施は義務ではない（米国議会調査部報告書より）。

#### ◆指定種のうち回復計画が作成された種数（2011年11月現在）

	指定種数（国内種のみ） (Endangered 及び Threatened)	うち回復計画が作成された種数
動物	588	468
植物	794	669
合計	1,382	1,137

出典：米国内務省魚類野生生物局資料より作成

### 4. 重要生息地の指定

- 指定種（Endangered species または Threatened species）の指定にあたり、長官は、指定種が分布し、指定種の保全にとって不可欠で特別の管理上の配慮や保護を必要とするなどの地域を重要生息地（Critical Habitat）に指定する（第4条(a)(3)）<sup>9,10</sup>。
- 重要生息地に指定されると、連邦政府が許認可し、資金を供し、実施する行為で、重要生息地を破壊または悪影響を及ぼす改変をするものについて、連邦機関は、長官と協議し、破壊や悪影響を及ぼす改変がされないように保障することが求められる（第7条(a)(2)）。このように、重要生息地は必ずしも開発を制限するものではなく、連邦機関に特別の努力が必要であることを再認識させるものであって<sup>11</sup>、連邦政府が関与しない状況には効果を及ぼさない（米国魚類野生生物局資料、米国議会調査部報告書より）。
- 2011年11月現在、1,382種の指定種（国内種）のうち610種について重要生息地が指定されている（米国魚類野生生物局資料より）。

### 5. 土地の取得

- 内務長官、商務長官及び農務長官は、指定種（Endangered species または Threatened species）を含む野生動植物等の保全のためのプログラムを策定・実施する（第5条(a)）。
- これらの長官には、プログラム実施のため、他の法令による土地取得の権限の行使や購入や寄付等による土地や水面にかかる権利の取得が認められている（第5条(a)）。

<sup>8</sup>回復計画は、行政機関内の生物学者、業務契約を交わした外部の専門家、回復チーム（地方政府その他関係者を含む）等によって作成される。同等の既存計画（州の管理計画等）が存すれば回復計画として採用される。

<sup>9</sup>指定種の指定が提案されている場合、同時に重要生息地の有無が検討され、指定が提案される。官報で案が公示されパブリックコメントが実施されたのちに指定される。

<sup>10</sup>重要生息地の指定が必要となる膨大な未処理種に直面しており、限られた職員と資金を効果的に活用するため、現在、重要生息地の指定には比較的低い優先度が与えられている。また、重要生息地の指定は、多くの指定種について追加的な保護をほとんど提供していない。これは、指定に対する市民の否定的感情、指定された区域の不正確さ、指定地以外は価値がないとする他の連邦機関の誤解による（米国魚類野生生物局資料より）。

<sup>11</sup>ほとんどの連邦の事業は進められるが、いくつかは重要生息地に対する損害を最小限にすべく修正される（米国魚類野生生物局資料より）。

## 6. 民間参画・資金援助

指定種の半分以上は少なくとも生活史の一部を私有地で過ごすため、種の保全は土地所有者、地域社会、先住民との協働に依存しており、これにあたって州の仲介が重要。州や土地所有者を支援するための様々なツールが ESA などにより設けられている（下表）。

### ◆州や土地所有者を支援するためのツール（例）

支援ツール（例）	概要
協力協定（Cooperative Agreements）及び絶滅危惧種保全協力基金	連邦所有地以外における ESA 指定種等の生息地の保全事業への参加を促すため、保全のためのプログラムを策定している州に対し、協力協定の締結を前提として財政支援が行われる（ESA 第 6 条(c)及び(d)）。
生息地保全計画（Conservation Plan）	ESA 指定種等の捕獲等にかかる許可申請の一部として保全計画の提出が求められる。当該捕獲等による影響とその軽減や最小化の方法などを記載する。（ESA 第 10 条(a)(2)）
宥恕協定（Safe Harbor Agreement）	民有地等の所有者であって、その活動が ESA 指定種の回復に寄与する者と結ぶ協定。管理活動の実施と引き換えに、追加的または異なる管理の要求をしないことを保証するもの。
保全銀行（Conservation Banks）	ESA 指定種等の生息地の損失を軽減するため、他の場所で土地を保護・管理している土地所有者が提供するクレジットを、同じ種に対する悪影響を軽減する必要のある者が購入するもの。

出典：米国内務省魚類野生生物局資料などから作成

## 7. 予算

米国内務省魚類野生生物局の絶滅危惧種事業は、近年は、約 1.6 億~1.8 億ドル／年（約 127 億~144 億円／年）の予算で実施されている（下表）。

### ◆米国魚類野生生物局の絶滅危惧種事業の予算

単位：千ドル（予算）、人（常勤換算）

		2009	2010	2011 暫定	2012 要求額
候補種保全	予算	10,670	12,580	12,580	11,426
	常勤換算	73	77	77	77
種指定	予算	19,266	22,103	22,103	24,644
	常勤換算	108	128	128	141
協議／ 生息地保全計画	予算	53,462	59,307	59,307	62,888
	常勤換算	423	441	441	471
回復	予算	74,575	85,319	85,319	83,692
	常勤換算	436	418	418	421
合計	予算	157,973	179,309	179,309	182,650
	常勤換算	1,040	1,064	1,064	1,110

出典：米国内務省魚類野生生物局資料より作成

### 主な参考文献等

Congressional Research Service (2007) CRS Report for Congress, The Endangered Species Act (ESA) in the 110<sup>th</sup> Congress: Conflicting Values and Difficult Choices.

ダニエル・J・ロルフ(1997)米国種の保存法概説.信山社.

米国内務省魚類野生生物局公式 Web サイト (<http://www.fws.gov/endangered/>)

## <参 考> わが国の種の保存法と米国の ESA

### ◆種の保存法と ESA の制度の比較（国内における絶滅危惧種を保全する制度）

	日本 種の保存法	米国 Endangered Species Act
種の指定(国内種)	国内希少野生動植物種(87種)	国内種として指定される Endangered species と Threatened species (1,382種)
指定種の捕獲規制	あり ・生きている個体の、捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)は原則禁止。	あり(原則として Endangered species) ・生死を問わず米国内での捕獲等(損傷、狩猟、銃撃、殺傷、ワナ、捕獲、採取)は原則禁止。部分や派生品も対象。
指定種の流通規制	あり ・譲渡し等(譲渡し、譲受け、引渡し、引受け)、販売・頒布目的の陳列は原則禁止。	あり(原則として Endangered species) ・商業目的での国際、州際の出出入、販売等(配達、受領、輸送、販売)の原則禁止。 ・違法に取得した野生生物の譲渡し等(所持、移送、配達、販売、受領)の禁止。
回復計画	保護増殖事業計画(48種) ・必要があると認めるときに策定	回復計画(1,137種)(Endangered species と Threatened species) ・種指定時に原則として作成
複数種対象の回復計画	規定なし	策定可能(ガイドラインに記載)
回復計画の実施	・国(必要があると認めるときに保護増殖事業を行うものとする) ・地方公共団体(自らの保護増殖事業について国の確認を受けることができる) ・その他の者(自らの保護増殖事業について国の認定を受けることができる)	・民間、州、連邦の協力のためのガイドライン(法的拘束力はなく実施は義務ではない) ・自治体、NGO、個人の関与・参加可能な保全スキームが存在。
生息地の保全(区域指定)	生息地等保護区(9種) ・必要があると認めるときに指定	重要生息地(610種)(Endangered species と Threatened species) ・種指定時に検討されて指定
区域内の規制等	・区域内では、開発・改変や動植物の捕獲等の行為を規制する(環境大臣の許可が必要)	・区域内では、連邦政府が関与する開発・改変行為につき、当該連邦機関が、長官と協議し、影響がないよう保障する。
関連する予算	・環境省自然環境局の希少種保護推進費 2011(H23)年度: 453百万円	・内務省魚類野生生物局の絶滅危惧種事業の予算 2011(H23)年度: 14,345百万円(暫定)  (1ドル80円で換算)

注：表中の種数については2011年(H23)11月現在。

出典：環境省資料、米国内務省魚類野生生物局資料から作成